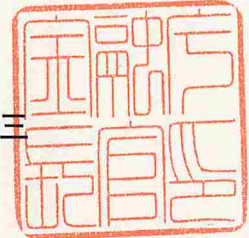


行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

金融庁長官 氷見野 良三



令和2年7月20日に受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求を受けた行政文書の名称等

貸金業法施行令第1条の2第2号口の「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人」というのは、具体的にどのような法人を想定しているのかが分かる文書

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書については、保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

企画市場局総務課信用制度参事官室

TEL：03-3506-6000 内線 3576